

加 高 地 第 965 号
平 成 30 年 6 月 22 日

市内地域密着型サービス事業所
代表者 様

加古川市高齢者・地域福祉課長

指定地域密着型サービスの事業にかかる介護・医療連携推進会議
及び運営推進会議を活用した評価の実施等について

平素より、介護保険行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

下記の指定地域密着型サービスについては、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行うとともに、介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を利用して、第三者の観点から評価を行うこととなっています。

一部以前の外部評価機関による評価を実施されている事業所が見受けられますので、今一度実施方法についてご確認いただき、評価を行っていただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 概要

サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこととなっています。これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものです。

各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが地域密着型サービス指定基準により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要です。法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施してください。

なお、市職員の評価については外部評価に関するものであり、事業所の監査及び実地指導とは関係するものではありません。

2 対象サービス事業所

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

3 評価の実施方法について

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

ロ 介護・医療連携推進会議による評価について

- (1) 当該事業所が行った自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。
- (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保して下さい。

二 小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。
- (2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自

己評価)により構成されています。

① スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業者が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことできなかった従業者があった場合に、直ちに地域密着型サービス指定基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めることとします。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者(事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等)の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保して下さい。

三 看護小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。
- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成されています。

① 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、全ての従業者等が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことできなかった従業者等があった場合に、直ちに地域密着型サービス基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めることとします。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの

中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保して下さい。

4 様式等について

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・自己評価・外部評価表・・・別紙1（※要提出）
- 小規模多機能型居宅介護
 - ・スタッフ個別評価・・・・・・・・別紙2-1
 - ・事業所自己評価・・・・・・・・別紙2-2（※要提出）
 - ・地域からの評価・・・・・・・・別紙2-3
 - ・サービス評価総括表・・・・・・・・別紙2-4（※要提出）
- 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・従業者等自己評価・・・・・・・・別紙3-1
 - ・事業所自己評価・・・・・・・・別紙3-2
 - ・運営推進会議における評価・・別紙3-3（※要提出）

5 結果の公表について

- (1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければなりません。なお、4に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙3-3を公表することとします。「※要提出」記載分を、加古川市に提出して下さい。
- (2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表することとします。

【問い合わせ先】

高齢者・地域福祉課 法人指導係 窪田・稲村
場 所：市役所本館 2 F 高齢者地域福祉課分室
T E L：079-427-9391
F A X：079-421-2063
E - m a i l：fukushi@city.kakogawa.lg.jp